

保護者様

京都府立鳥羽高等学校長

「学校において予防すべき感染症」（インフルエンザ）にかかる欠席について

学校保健安全法により、インフルエンザについては出席停止となります。

つきましては、出席停止基準にしたがって報告書を御記入^{*1}いただき、診断書回覧用紙^{*2}に下記の報告書および受診を証明するもの（薬表等の写し）を添えて、登校後3日以内に**担任**まで提出してください。

なお、出席停止の基準よりも早く登校する場合のみ、医療機関で、**主治医記入欄**に必要事項の記入をお願いします。

^{*1}出席停止の基準および書類の書き方は裏面を参照してください。

^{*2}診断書回覧用紙は学校にあり、生徒本人が記入する用紙です。

記

京都府立鳥羽高等学校長 様

「学校において予防すべき感染症」（インフルエンザ）にかかる報告書

年 組 番 氏名

1 感染症名

2 欠席期間

年 月 日 () ~ 月 日 ()

3 その他

発 症 日	月 日
解 熱 日	月 日

年 月 日

保護者氏名（自署）

主治医記入欄

年 組 氏 名

診断名

上記のとおりです。

年 月 日より登校可能です。

年 月 日

医療機関名

「学校において予防すべき感染症(インフルエンザ)」について

インフルエンザは、集団生活において非常に感染しやすい疾患であるため、出席停止となります。

つきましては、インフルエンザと診断された場合は、**速やかに学校へ連絡していただくとともに、下記の表に従って十分休養していただきますようお願いいたします。**

なお、裏面の「学校において予防すべき感染症」にかかる報告書を持参する際は、**受診を証明するもの（薬表の写し等）を忘れないようにしてください。**

記

1 出席停止基準の「発症後5日を経過、かつ解熱後2日を経過するまで」の日数の数え方

(例)

	発症	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
A	発症 (発熱)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
	出 席 停 止						登校可能		
B	発症 (発熱)	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
	出 席 停 止							登校可能	

2 『学校において予防すべき感染症』にかかる報告書』の書き方

京都府立島羽高等学校長 様

「学校において予防すべき感染症」(インフルエンザ)にかかる報告書

年 組 番 氏名 _____

1 感染症名 _____

2 欠席期間 年 月 日() ~ 年 月 日()

3 その他

発症日 _____ 月 _____ 日

解熱日 _____ 月 _____ 日

年 月 日

保護者氏名 _____

◆左の「学校において予防すべき感染症」にかかる報告書と受診を証明するもの(お薬情報の写しなど)を、診断書回覧用紙とともに担任に提出してください。

*上段を保護者が記入してください

「発症日」、「解熱日」も忘れずに記入してください
「発症日」は、一般に38度以上発熱した時をいいますが、受診時に医師に確認してください。

主治医記入欄

年 組 氏 名 _____

診断名 _____

上記のとおりです。
年 月 日より登校可能です。

年 月 日

医療機関名 _____

*上記の出席停止期間の前に登校するときは、下段の主治医記入欄に医師の許可を得てください。
(上記1(例)に示す基準の時は必要ありません)